

◎新潟県告示第448号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を令和6年4月9日から令和6年4月23日まで縦覧に供する。

令和6年4月9日

新潟県知事 花 角 英 世

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法 第113条第1項の申出 をする漁業協同組合 名称	縦覧場所
北蒲原	野澤 晴東	新発田市藤塚浜1745-13	新潟漁業協同組合	新潟漁業協同組合北 蒲原支所
	皆木 良一	新発田市藤塚浜3358-332		
	平野 勲	胎内市村松浜1340		